

請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 長野県伊那文化会館 北東植え込み整地改修
- 2 工 事 概 要 長野県伊那文化会館の北東植え込みの整地 (防草シートおよび人口芝の設置含む)
- 3 工 事 箇 所 名 長野県伊那市西町 5 7 7 6 長野県伊那文化会館
- 4 契 約 期 間 自 令和 6 年 11 月 29 日
至 令和 7 年 3 月 20 日
- 5 請 負 代 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 6 契 約 保 証 金 契約保証金は金 円とし、その納付は免除する。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 11 月 29 日

発注者 住 所 長野県伊那市西町 5 7 7 6

長野県伊那文化会館

氏 名 館 長 北 沢 理 光 ㊞

請負者 住 所

氏 名 ㊞

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、契約書記載の工事の請負契約に関し、この契約書に基づき、これを履行しなければならない。

2 この契約書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙が定めることができる。

(工事用地の確保)

第2条 甲は、定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、乙が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行なうものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行なう工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物のための工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第6条 甲は、乙に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 甲は、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 甲は2名以上の監督員を置き前項の権限を分但させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第9条 乙は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる〔専任の〕主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、甲はその氏名を乙に求めることができる。現場代理人、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行なうほか、この契約書に基づく乙

の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 乙は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第 10 条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から 10 日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から 10 日以内に書面をもって乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 11 条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第 2 項の検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

5 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会及び工事記録の整備等）

第 12 条 乙は、設計図書において監督員の立会のうえ調査し、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、監督員の立会のうえ施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。

3 乙は、前 2 項の規定により必要とされる監督員の立会又は見本検査を受けるほか、甲が特に必要があると認めて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

4 監督員は、乙から第 1 項又は第 2 項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに乙の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合においては、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行なったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

（工事の変更、中止等）

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第 3 項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。

2 工期又は、請負代金額の変更は、甲乙協議して定める。

3 甲は、第 1 項の場合において、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し又は労働者、建設機械器具等を保持するため

の費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。

4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(乙の請求により工期の延長)

第14条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第15条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行なわないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第16条 甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

2 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。

3 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行なった後再度これを行なうことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

4 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は前各号の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。

5 工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不相当となったときは、前各号の規定にかかわらず、甲乙協議して請負代金額を変更するものとする。

(臨機の措置)

第17条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないとして認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第18条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第23条第1項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 19 条 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

2 前項に定めるもののほか、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第 20 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は、建設機械器具に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行ない、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補填されるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を、書面をもって乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して書面をもって請負代金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。

4 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

(1) 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残保価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残保価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却額の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

5 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、甲がこれを負担する。この場合において甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第 21 条 甲は、請負代金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第 22 条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 14 日以内に乙の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申し出を行なわないときは、請負代金額の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、乙は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 乙は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければならない。この場合におい

ては、補修の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金額の支払)

第23条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲のその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第24条 甲は、第22条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(保証契約の変更)

第25条 工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合又は工事内容の変更その他の理由により工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、乙は、変更後の保証証書を遅滞なく甲に寄託しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第26条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、第23条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約保証金)

第27条 契約保証金の納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(甲の解除権)

第28条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占

禁止法 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）

(5) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 48 条の 2 第 6 項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

(6) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行なった審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(7) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとし、契約保証金の納付がなく、又は契約保証金の額が請負代金額の 10 分の 1 に満たないときは、乙は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額又はその不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第 29 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第 16 条第 1 項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 16 条第 1 項の規定により工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 を越えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

(解除に伴う措置)

第 30 条 契約が解除された場合においては、甲乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が 故意又は過失により滅失又は棄損したときは、代替品を納め若しくは原状に復し、又は、返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 工事用地等に、所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有に属するこれらの物件及び前 2 項の貸与品又は支給材料のうち甲に返還しないものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を原状に復することができる。この場合においては、乙は甲の処分等について異議を申し出ることができなるとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。

(火災保険等)

第 31 条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下同じ。)等を火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(紛争の解決)

第 32 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設事業法による修繕工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第 33 条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認め
たときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第 34 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。